



厚生労働省発医政0620第2号
平成26年6月20日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

医療施設運営費等及び中毒情報基盤整備事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成23年3月31日厚生労働省発医政0331第31号本職通知の別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成26年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、平成26年度における申請書の提出期限については、交付要綱7の規定にかかわらず、別途定める期日までに厚生労働大臣に対して提出して行うものとする。

また、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

| | |
|--|--|
| <p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、災害派遣医療チーム (DMAT) 事務局の運営等に要する経費について補助することにより災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) 第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関し、情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備</p> | <p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師配置等を行うため、都道府県が実施する「地域医療支援センター」の運営に必要な経費を補助することにより各都道府県の医師確保対策の取組を支援すること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) 第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備により我が国が国産の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のイノベーションを発信すること、具体的な臨床指標</p> |
|--|--|

新

備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上を図ること、監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関より死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること、地域の状況に応じて実施される口腔保健支援センター等の事業に要する経費に補助することにより歯科口腔保健の推進を図ること、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラム^①の作成支援及び専門医に関する情報システム開発等に必要となる経費を補助することにより、専門医の質の向上や医療提供体制の改善を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、外国人患者受入れの環境整備推進のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること及び、外国人医師等の研修受入を行う医療機関に対し必要な経費を補助することにより、医療の国際展開の推進を図ること並びに、医療機器開発を担う医療機関の体制を整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図ることを目的とする。

旧

を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上を図ること、監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること、地域の状況に応じて実施される口腔保健支援センター等の事業に要する経費に補助することにより歯科口腔保健の推進を図ること、学会認定の専門医及び専攻医の分布状況や研修状況に係る情報のデータベースを作成するための経費を補助することにより、新たな専門医に関する仕組みを構築し、医師の質の向上を図ること及び患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること並びに、外国人患者受入れの環境整備推進のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ることを目的とする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金</p> <p>① へき地保健医療対策事業等 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ. (削除)</p> <p>キ. 離島歯科診療班派遣事業 (略)</p> <p>ク. へき地保健指導所運営事業 (略)</p> <p>ケ. へき地患者輸送車 (艇) 運行事業 (略)</p> <p>② 救急医療体制強化事業</p> <p>ア. (削除)</p> <p>イ. (削除)</p> <p>ア. メディカルコントロール体制強化事業</p> <p>昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急</p> | <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金</p> <p>① へき地保健医療対策事業等 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ. 沖縄県へき地歯科診療班派遣事業</p> <p>キ. 離島歯科診療班派遣事業 (略)</p> <p>ク. へき地保健指導所運営事業 (略)</p> <p>ケ. へき地患者輸送車 (艇) 運行事業 (略)</p> <p>② 救急医療対策事業</p> <p>ア. 救急医療支援センター運営事業</p> <p>昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療支援センター運営事業</p> <p>イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業</p> <p>「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業</p> |

医療対策の整備事業について」(以下「救急医療対策事業実施要綱」
という。)に基づき、都道府県が実施するメデイカルコントロール
体制強化事業

イ. 搬送困難事例受入医療機関支援事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業と
する。

(ア) 都道府県が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う搬送困難事例受入医
療機関支援事業に対して都道府県が補助する事業

③ (略)

④ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省
医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙
「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日
本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・
提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省
医政局長通知「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の
実施について」の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデ
ル事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構
が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

③ (略)

④ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省
医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づ
き、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する
情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省
医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル
事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が
行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>ウ、産科医療補償制度運営事業 平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業</p> <p>⑤ 災害医療対策事業等 ア、医療施設耐震化促進事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ、DMAT事務局等事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行うDMAT事務局等事業</p> <p>ウ、防災訓練等参加支援事業(略) (ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援 (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>エ～オ(略)</p> <p>⑥ 地域医療確保支援事業</p> | <p>ウ、産科医療補償制度運営事業 平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業</p> <p>⑤ 災害医療対策事業等 ア、医療施設耐震化促進事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>イ、DMAT事務局等運営事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行うDMAT事務局等運営事業</p> <p>ウ、防災訓練等参加支援事業(略) (ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業に係る調整・支援 (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>エ～オ(略)</p> <p>⑥ 地域医療確保支援事業</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>産科医療機関確保事業 (略)</p> <p>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</p> <p>(ア) (イ) (略)</p> <p>イ. (削除)</p> <p>⑦ 臨床研究拠点等整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ～オ (削除)</p> <p>工. 臨床試験支援機能構築事業</p> <p>「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床試験支援機能構築事業</p> <p>⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業</p> <p>平成22年3月24日医政発032422号厚生労働省医政局</p> | <p>ア. 産科医療機関確保事業 (略)</p> <p>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</p> <p>(ア) (イ) (略)</p> <p>イ. 地域医療支援センター運営事業</p> <p>平成21年3月27日医政発第0327039号厚生労働省医政局長通知の別添「地域医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う地域医療支援センター運営事業</p> <p>⑦ 臨床研究拠点等整備事業</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>工. 再生医療臨床応用実用化推進事業</p> <p>「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業</p> <p>オ. 再生医療実用化研究実施拠点整備事業</p> <p>「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、国立大学法人大阪大学及び国立大学法人京都大学が行う再生医療実用化研究実施拠点整備事業</p> <p>⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業</p> <p>平成22年3月24日医政発032422号厚生労働省医政局</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>長通知「医療の質の評価・公表等推進事業の実施について」の別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業</p> <p>⑨ 異状死死因究明支援事業 平成23年3月29日医政発0329第5号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業</p> <p>⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 平成24年4月5日医政発0405第2号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進の実施について」の別添「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」に基づき、株式会社ニチイ学館が行う外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業</p> <p>⑪ 口腔保健推進事業 ア. 口腔保健支援センター設置推進事業 平成25年5月15日医政発0515第7号厚生労働省医政局長通知「口腔保健推進事業の実施について」(以下「口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき都道府県、政令市(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区が設置する口腔保健支援センター</p> | <p>長通知の別紙「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業</p> <p>⑨ 異状死死因究明支援事業 平成22年3月31日医政発0331第18号厚生労働省医政局長通知の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業</p> <p>⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 平成24年4月5日医政発0405第2号厚生労働省医政局長通知の別紙「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」に基づき、株式会社ニチイ学館が行う外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業</p> <p>⑪ 口腔保健推進事業 ア. 口腔保健支援センター設置推進事業 平成25年5月15日医政発0515第7号厚生労働省医政局長通知の別紙「口腔保健推進事業実施要綱」(以下「口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき都道府県、政令市(地域保健法第5条の規定に基づき政令で定める市をいう。以下同じ。)及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業</p> |

一の運営等事業

イ～エ (略)

⑫ (削除)

⑬ 臨床効果データベース整備事業

平成26年4月1日医政発0401第23号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業

⑭ 外国人患者受入環境整備推進事業

「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入環境整備推進事業

⑮ 専門医認定支援事業

ア.平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」(以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。)に基づき、実施する次

イ～エ (略)

⑯ 専門医等情報データベース作成等事業

平成25年5月16日医政発0516第5号厚生労働省医政局長通知の別紙「専門医等情報データベース作成等事業実施要綱」に基づき、社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う専門医等情報データベース作成等事業

⑰ 臨床効果データベース整備事業

「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業

⑱ 外国人患者受入環境整備推進事業

「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入環境整備推進事業

の事業

(ア) 都道府県が行う専門医の養成プログラムの作成事業
 (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門医の養成プログラムの作成事業に対して都道府県が補助する事業
 イ. 専門医に関する情報システム開発等
 専門医認定支援事業実施要綱に基づき一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報システム開発等事業

⑮ 国産医療機器創出促進基盤整備等事業

平成26年4月21日医政発0421第1号厚生労働省医政局長通知「平成26年度国産医療機器創出促進基盤整備等事業の実施について」の別添「国産医療機器創出促進基盤整備等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う国産医療機器創出促進基盤整備等事業

⑯ 外国人医師等研修受入推進事業

「外国人医師等研修受入推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人医師等研修受入推進事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

(略)

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(17)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

(略)

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(14)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金

新

の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア～イ (略)

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------|---|---------|
| 担当官経費 | (略) | (略) |
| 代診等担当 | (略) | (略) |
| 医師経費 | | |
| 運営経費 | 1か所当たり次のいずれかにより算出された額 (1)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ア) <u>6,801,000円</u> なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 (2)へき地保健医療対策等実 | (略) |

旧

の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑥により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア～イ (略)

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------|---|---------|
| 担当官経費 | (略) | (略) |
| 代診等担当 | (略) | (略) |
| 医師経費 | | |
| 運営経費 | 1か所当たり次のいずれかにより算出された額 (1)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ア) <u>6,696,000円</u> なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 (2)へき地保健医療対策等実 | (略) |

新

旧

| | | |
|--------------|---|---|
| | 施要綱の1(3)アの(イ) 6,050,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 | |
| 協議会経費 | 年 額 497,000円 | (略) |
| 事業協力 経 費 | (略) | 事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費 報償費 委託料 負担金、補助及び交付金 |
| 代替医師 雇上経費 | (略) | 事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 賃金 旅費 需用費 役務費 |
| | 施要綱の1(3)アの(イ) 5,945,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。 | |
| 協議会経費 | 年 額 1,696,000円 | (略) |
| 事業協力 経 費 | (略) | 事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費 報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金 |
| 代替医師 雇上経費 | (略) | 事業協力病院での代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費 賃金 旅費 需用費 役務費 |

| 新 | | 旧 | | | |
|----------------------------|--|----------------------------|--|---------------|---------|
| 負担金、補助及び交付金 | | 負担金、補助金及び交付金 | | | |
| 振興経費 | 1 県当たり年額 ・ 直接運営の場合 <u>2,670,000円</u> ・ 委託運営の場合 <u>2,884,000円</u> | 振興経費 | 1 県当たり年額 ・ 直接運営の場合 <u>2,622,000円</u> ・ 委託運営の場合 <u>2,752,000円</u> | | |
| ドクター ブール 関係経費 | (略) | ドクター ブール 関係経費 | (略) | | |
| キャリア 形成 育成 支援経費 | (略) | キャリア 形成 育成 支援経費 | (略) | | |
| ② へき地医療拠点病院運営事業 ア～イ (略) | | ② へき地医療拠点病院運営事業 ア～イ (略) | | | |
| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 | 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
| 医療 活動費 | (略) | (略) | 医療 活動費 | (略) | (略) |
| 研究費 | 1 か所当たり次に定める額 | (略) | 研究費 | 1 か所当たり次に定める額 | (略) |

| 新 | | 旧 | |
|---|---|---|---|
| (1) 医療活動年間延日数 150日以上 <u>414,000円</u> | (1) 医療活動年間延日数 150日以上 <u>446,000円</u> | (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 <u>310,000円</u> | (2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 <u>334,000円</u> |
| (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 <u>207,000円</u> | (3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 <u>223,000円</u> | | |
| 研修費 (略) | 研修費 (略) | 医療費 (略) | 医療費 (略) |
| 伝送装置 経費 1か所当たり次により算出 された額 静止画像等伝送装置 ア、へき地医療拠点病院診 療支援システム <u>(912,810円 + 76,420円)</u> ×稼動月数 イ、へき地診療所診療支援 システム <u>(456,400円 + 38,210円)</u> | 伝送装置 経費 1か所当たり次により算出 された額 静止画像等伝送装置 ア、へき地医療拠点病院診 療支援システム <u>(887,460円 + 74,290円)</u> ×稼動月数 イ、へき地診療所診療支援 システム <u>(443,730円 + 37,140円)</u> | | |

| 新 | | 旧 | |
|----------------------------------|--|-----------------------------|-----|
| 総合的な 診療能力を 有する医師 育成関係経費 | ×導入へき地診療所数) ×稼動月数 (略) | ×導入へき地診療所数) ×稼動月数 (略) | (略) |
| ③ へき地診療所運営事業 ア～ウ。(略) | | | |
| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象 | 経費 |
| 事務費 | (略) | (略) | |
| 研究費 | (略) | (略) | |
| 医療費 | (略) | (略) | |
| 伝送装置 経費 | 1か所当たり次により算出 された額 (1) ファクシミリ 37,290円×稼動月数 ただし、導入初年度にあ っては45,450円を加算す る。 (2) 静止画像等伝送装置 | (略) | |
| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象 | 経費 |
| 事務費 | (略) | (略) | |
| 研究費 | (略) | (略) | |
| 医療費 | (略) | (略) | |
| 伝送装置 経費 | 1か所当たり次により算出 された額 (1) ファクシミリ 36,250円×稼動月数 ただし、導入初年度にあ っては45,450円を加算す る。 (2) 静止画像等伝送装置 | (略) | |

新

297,430円×稼働月数

④ へき地巡回診療車（船）運営事業
ア～ウ、(略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 巡回診療実施日数×次に定める単価 | へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 |
| 区分 単価(円) | 報酬 |
| 巡回診療車 58,000 | 給料 |
| 歯科巡回診療車 63,000 | 職員手当等 |
| 巡回診療船 厚生労働大臣に協議して定められた額 | 共済費 |
| | 賃金 |
| | 旅費 |
| | 報償費 |
| | 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) |
| | 役員費 |
| | 委託料 |

旧

289,170円×稼働月数

④ へき地巡回診療車（船）運営事業
ア～ウ、(略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-------------------------|------------------------------------|
| 巡回診療実施日数×次に定める単価 | へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費 |
| 区分 単価(円) | 報酬 |
| 巡回診療車 57,000 | 給料 |
| 歯科巡回診療車 62,000 | 職員手当等 |
| 巡回診療船 厚生労働大臣に協議して定められた額 | 共済費 |
| | 賃金 |
| | 旅費 |
| | 報償費 |
| | 需用費(消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料) |
| | 役員費 |
| | 委託料 |

新

⑤ 離島巡回診療へり運営事業
ア～ウ。(略)

| | |
|---------------------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1事業あたり次により算出された額 | (略) |
| 巡回診療実施日数×1,210,000円 | |

⑥ (削除)

旧

⑤ 離島巡回診療へり運営事業
ア～ウ。(略)

| | |
|---------------------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1事業あたり次により算出された額 | (略) |
| 巡回診療実施日数×1,202,000円 | |

⑥ 沖縄へき地歯科診療班運営事業

ア、次の表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

| | | |
|-------|------------------|---|
| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
| 事務費 | 年額 4,001,000円 | へき地歯科診療班の運営に 必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 |

新

旧

| | |
|---|----------------------------------|
| <p>共済費 賞金費 旅費 諸謝金 報償費 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)</p> | |
| <p>医療に必要な次に掲げる経費 備品購入費(医療用機器購入費) 需用費(消耗品費(歯科治療用及び歯科技工用消耗機器購入費)、修繕料)</p> | <p>医療費 年額 1,603,000円</p> |

⑥ 離島歯科診療班派遣事業
ア～イ。(略)

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 1. 基準額 | 診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 782,000円 |
| 2. 対象経費 | (略) |

⑦ 離島歯科診療班派遣事業
ア～イ。(略)

| | |
|---------|---------------------------------------|
| 1. 基準額 | 診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 777,000円 |
| 2. 対象経費 | (略) |

新

| | |
|--------------------|----------|
| (2) 近接型離島 | 141,000円 |
| ただし、派遣日数は次のとおりとする。 | |
| (1) 遠隔型 | 8日間以上 |
| (2) 近接型 | 2日間以上 |

⑦ へき地保健指導所運営事業
ア～イ。(略)

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|---------|---|---------|
| 給与費 | (略) | (略) |
| 保健指導事業費 | 1か所当たり 342,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。 | (略) |
| 伝送装置経費 | 1か所当たり次により算出された額 8,700円 + 2,390円 × 稼働月数 | (略) |

旧

| | |
|--------------------|----------|
| (2) 近接型離島 | 140,000円 |
| ただし、派遣日数は次のとおりとする。 | |
| (1) 遠隔型 | 8日間以上 |
| (2) 近接型 | 2日間以上 |

⑧ へき地保健指導所運営事業
ア～イ。(略)

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|---------|---|---------|
| 給与費 | (略) | (略) |
| 保健指導事業費 | 1か所当たり 336,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあつては、上記金額に稼働月数/12を乗じて得た額とする。 | (略) |
| 伝送装置経費 | 1か所当たり次により算出された額 8,400円 + 2,390円 × 稼働月数 | (略) |

新

③ へき地患者輸送車（艇）運行事業
（略）

(2) 救急医療体制強化事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① (削除)

旧

③ へき地患者輸送車（艇）運行事業
（略）

(2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 救急医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の合計額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------|--------------------------|
| 33,273千円 | 救急医療支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 |
| | 1. 報酬 |
| | 2. 給料 |
| | 3. 職員手当等 |
| | 4. 法定福利費 |
| | 5. 賃金 |
| | 6. 報償費 |
| | 7. 需用費（消耗品費、印刷製本 |

新

旧

| | |
|--|--|
| | 費) 8. 役務費 9. 備品購入費 (サブバー) 10. 使用料及び賃借料 11. 委託費 (上記1から10に 該当するもの。) |
|--|--|

② (削除)

② 救急医療トレーニングセンター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の裏支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------------------|---|
| 1か所当たり 38,522千円 | 救急医療トレーニングセンターの運営に必要な次に掲げる経費 1. 指導医、プログラム責任者にかかる謝金、人件費、手当 2. 賃金 (プログラム責任者の補助者雇上経費) 3. 役務費 (損害保険料) 4. 備品、医療機器 (患者に使用するものを除く。)、庁用器具 |

新

旧

| | |
|--|----------------|
| | (視聴覚教育用機器) 購入費 |
| | 5. 海外留学費 |
| | 6. 外国人講師招へい費 |

① メデイカルコントロール体制強化事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の異
支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の
収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じ
て得た額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------------------|--|
| 1か所あたり 43,925千円 | メデイカルコントロール体制強化事 業に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 諸謝金 7. 報償費 8. 需用費 (印刷製本費、消耗品費、 |

| | |
|--|--|
| | 会議費等 9. 役務費 (損害保険料) 10. 通信運搬費 11. 備品購入費 12. 使用料及び賃借料 13. 旅費 14. 広報経費 15. 研修費 16. 委託料 |
|--|--|

② 搬送困難事例受入医療機関支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診

旧

新

療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|--------------------|---|--|
| 必ず救急患者を受け入れる受入医療機関 | 1 都道府県あたり、131,818千円 ※但し、1医療機関に対する基準額は、38,770千円を超えてはならない。 ※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、都道府県が実施する事業 | 1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 諸謝金 7. 報償費 8. 需用費 9. 役務費 10. 通信運搬費 11. 医療機器等備品購入費 12. 使用料及び賃借料 13. 旅費 14. 自動車維持費 15. 空床確保経費 |

旧

新

上記基準額×都
道府県が実施事
業の対象となる
医療機関数/全
対象医療機関数
・都道府県が補助
する事業
上記基準額×都
道府県が補助す
る事業の対象と
なる医療機関数
/全対象医療機
関数
でそれぞれ算出

旧

新

一時的であつても救急患者を受け入れる受入医療機関

1 都道府県あたり、42,911千円
※但し、1医療機関に対する基準額は、12,621千円を超えてはならない。
※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、
・都道府県が実施する事業
上記基準額×都道府県が行う事業の対象となる医療機関数/全対象医療機関数
・都道府県が補助する事業

- 1. 報酬
- 2. 給料
- 3. 職員手当等
- 4. 法定福利費
- 5. 賃金
- 6. 諸謝金
- 7. 報償費
- 8. 需用費
- 9. 役務費
- 10. 通信運搬費
- 11. 医療機器等備品購入費
- 12. 使用料及び賃借料
- 13. 旅費
- 14. 自動車維持費

| 新 | | 旧 |
|--|---|----------------------------|
| | <p>上記基準額×都 道府県が補助す る事業の対象と なる医療機関数 /全対象医療機 関数 でそれぞれ算出</p> | |
| ③ (削除) | | |
| ③ 中毒情報センター情報基盤整備事業 | | |
| <p>ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> | | |
| <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> | | |
| 1. 基準額 | 14,770千円 | 2. 対象経費 |
| | | 中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師 |

新

旧

| | | |
|--|--|------------|
| <p>(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>② DMAT事務局等事業 ア～イ (略)</p> | | |
| 1. 種 目 | 2. 基 準 額 | 3. 対 象 経 費 |
| DMAT事務局事業 | 独立行政法人国立 病院機構災害医療 センター 53,380千円 | (略) |

| | | |
|--|----------------------|------------|
| <p>を確保するために必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 賃金</p> <p>2. 報償費</p> <p>3. 旅費</p> <p>4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等)</p> <p>5. 役務費 (通信運搬費)</p> <p>6. 委託費 (集計及びび入力のための役務費)</p> <p>7. 使用料及び賃借料</p> <p>8. 備品購入費</p> | | |
| <p>(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>① 医療施設耐震化促進事業 (略)</p> <p>② DMAT事務局等運営事業 ア～イ (略)</p> | | |
| 1. 種 目 | 2. 基 準 額 | 3. 対 象 経 費 |
| DMAT事務局事業 | 独立行政法人国立 病院機構災害医療 | (略) |

新

| | |
|--|-----|
| 独立行政法人国立 病院機構大阪医療 センター 14,359千円 | (略) |
| 災害医療調査へリ コプター運営事業 | (略) |

③～④ (略)

⑤ DMAT訓練事業
ア～イ (略)

| | |
|----------|------------|
| 1. 基 準 額 | 2. 対 象 経 費 |
| 625千円 | (略) |

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

産科医療機関確保事業 (略)

② (削除)

旧

| | |
|----------------------|---|
| センター 49,694千円 | 独立行政法人国立 病院機構大阪医療 センター 9,245千円 |
| 災害医療調査へリ コプター運営事業 | (略) |

③～④ (略)

⑤ DMAT訓練事業
ア～イ (略)

| | |
|----------|------------|
| 1. 基 準 額 | 2. 対 象 経 費 |
| 621千円 | (略) |

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 産科医療機関確保事業 (略)

② 地域医療支援センター運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第

新

旧

3欄に定める対象経費の裏支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------|----------------------------------|---------------------|
| 人件費 | 次により算出された額の合計額 | 次に掲げる専任医師及び専従職員の人件費 |
| | 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専任医師1人当たり | 1. 給料 |
| | 12,548千円 | 2. 職員手当等 |
| | (上限2名) | 3. 法定福利費 |
| | 地域医療対策事業実施要綱第3の3(2)に定める専従職員1人当たり | 4. 賃金 |
| | 3,899千円 | 5. 報酬 |
| | | 6. 委託料(人件費相当分) |

新

旧

| | | |
|-----|--------------------|---|
| 事業費 | (上限3名) 27,207千円 | 事業に必要な次に掲げる経費 1. 報酬 2. 賃金 3. 諸謝金 4. 旅費 5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費) 6. 使用料及び賃借料 7. 役務費 (雑役務費、通信運搬費、保険料) 8. 委託料 (事業費相当分) 9. 備品購入費 (コンピュータ、ファクシミリに限る) 10. 負担金、補助金及び交付金 |
|-----|--------------------|---|

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業
ア～イ (略)

| | |
|--------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------|---------|

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 特定感染症指定医療機関運営事業
ア～イ (略)

| | |
|--------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------|---------|

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|--|--|---------|--------------------------------------|--|--|--------|---------|--------------------------------------|--|
| <p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり年額7,714千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p> | <p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり年額7,500千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p> | | | | | | | | |
| <p>② 第一種感染症指定医療機関運営事業 ア～イ (略)</p> | <p>② 第一種感染症指定医療機関運営事業 ア～イ (略)</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 212 1005 1120">1. 基準額</th> <th data-bbox="949 1120 1005 2038">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1005 212 1372 1120">1床当たりの年額4,629千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</td> <td data-bbox="1005 1120 1372 2038"></td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1床当たりの年額4,629千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 1120 1005 2038">1. 基準額</th> <th data-bbox="949 2038 1005 2038">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1005 1120 1372 2038">1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</td> <td data-bbox="1005 2038 1372 2038"></td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | |
| 1床当たりの年額4,629千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | | | | | | | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | |
| 1床当たりの年額4,500千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。 | | | | | | | | | |

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--|---------|
| 1床当たりの年額1,543千円を限度として厚生労働大臣の認められた額とする。 | (略) |

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 医療事故情報収集等事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------|---------|
| 82,298千円 | (略) |

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-----------|---------|
| 120,736千円 | (略) |

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--|---------|
| 1床当たりの年額1,500千円を限度として厚生労働大臣の認められた額とする。 | (略) |

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 医療事故情報収集等事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------|---------|
| 90,186千円 | (略) |

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-----------|---------|
| 120,216千円 | (略) |

新

③ 産科医療補償制度運営事業

ア～イ (略)

| | |
|----------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 73,042千円 | (略) |

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 臨床研究中核病院整備事業

ア～イ (略)

| | |
|--------|---|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| (略) | 臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1～9 (略) ※ただし、8及び9の経費については、平成25年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成26年度当初予算による申請分は対象外経費とする。 |

旧

③ 産科医療補償制度運営事業

ア～イ (略)

| | |
|----------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 75,003千円 | (略) |

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ① 臨床研究中核病院整備事業

ア～イ (略)

| | |
|--------|--|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| (略) | 臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1～9 (略) ※ただし、8及び9の経費については、平成24年度補正予算からの繰越分及び平成25年度補正予算分のみ対象経費とし、平成25年度当初予算による申請分は対象外経費とする。 |

新

② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------|--|
| (略) | <p>早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1～9 (略)</p> <p>※ただし、8及び9の経費については、平成25年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成26年度当初予算による申請分は対象外経費とする。</p> |

③ (略)

④ (削除)

旧

② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ア～イ (略)

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------|---|
| (略) | <p>早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1～9 (略)</p> <p>※ただし、8及び9の経費については、平成24年度補正予算からの繰越分及び平成25年度補正予算分のみ対象経費とし、平成25年度当初予算による申請分は対象外経費とする。</p> |

③ (略)

④ 再生医療臨床応用実用化推進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の裏支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------------------|----------------------------|
| 1か所当たり 1,107,645千円 | 再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲げる経費 |
| | 1. 需用費 (消耗品費) |

新

旧

⑤ (削除)

⑤ 再生医療実用化研究実施拠点整備事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| | |
|--|----------------------------|
| | 2. 備品購入費 |
| | 3. 備品の設置に要する工事費又は 工事請負費 |

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-------------------------|--|
| 国立大学法人大阪大学 182,980千円 | 再生医療実用化研究実施拠点整備事業 に必要な次に掲げる経費 |
| 国立大学法人京都大学 182,119千円 | 1. 備品購入費 2. 備品の設置に要する工事費又は 工事請負費 |

④ 臨床試験支援機能構築事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. ア. により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

新

旧

| | |
|----------------|--|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 厚生労働大臣が必要と認めた額 | 臨床試験支援機能構築事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（印刷製本費、会議費） 6. 役員費（通信運搬費） 7. 使用料及び賃借料 |

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア～イ（略）

| | |
|---------------------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1 団体当たり 12,821千円（略） | |

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア～イ（略）

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア～イ（略）

| | |
|---------------------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1 団体当たり 15,802千円（略） | |

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
ア～イ（略）

| 新 | | 旧 | |
|---|---------|--------------------|---------|
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1か所当たり 4,073千円 (略) | | 1箇所当たり 5,088千円 (略) | |
| <p>(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。 ア～イ (略)</p> | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 10,268千円 (略) | | 10,111千円 (略) | |
| <p>(11) 口腔保健推進事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ① 口腔保健支援センター設置推進事業 ア～イ (略)</p> | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 6,827千円 (略) | | 6,811千円 (略) | |
| <p>② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業 ア～イ (略)</p> | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 3,803千円 (略) | | 3,770千円 (略) | |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------|---------|--------------|--|--------|---------|--------------|--|--|--------|---------|--------------|--|--------|---------|--------------|--|--------|---------|
| <p>③ 障害者等歯科医療技術者養成事業 ア～イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="435 1128 544 2018"> <tr> <td>1. 基準額</td> <td>2. 対象経費</td> </tr> <tr> <td>1, 559千円 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>④ 医科・歯科連携等調査実証事業 ア～イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="687 1128 799 2018"> <tr> <td>1. 基準額</td> <td>2. 対象経費</td> </tr> <tr> <td>1, 165千円 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(12) (削除)</p> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1, 559千円 (略) | | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1, 165千円 (略) | | <p>③ 障害者等歯科医療技術者養成事業 ア～イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="435 217 544 1106"> <tr> <td>1. 基準額</td> <td>2. 対象経費</td> </tr> <tr> <td>1, 519千円 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>④ 医科・歯科連携等調査実証事業 ア～イ (略)</p> <table border="1" data-bbox="687 217 799 1106"> <tr> <td>1. 基準額</td> <td>2. 対象経費</td> </tr> <tr> <td>1, 081千円 (略)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(12) 専門医等情報データベース作成等事業の交付額は次により算出するものとする。 ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の差支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1150 217 1201 1106"> <tr> <td>1. 基準額</td> <td>2. 対象経費</td> </tr> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1, 519千円 (略) | | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 1, 081千円 (略) | | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1, 559千円 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1, 165千円 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1, 519千円 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1, 081千円 (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1. 基準額 | 2. 対象経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新

旧

54,879千円

専門医等情報データベース作成等事業に必要な次に掲げる経費

人件費（職員給与費、共済費）、賃金、諸謝金、旅費、需用費（光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料（通信機器保守に限る）

(12) 臨床効果データベース整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア～イ（略）

(13) 外国人患者受入環境整備推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ（略）

| 1. 種目 | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |
|-------|--------|---------|
|-------|--------|---------|

(13) 臨床効果データベース整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア～イ（略）

(14) 外国人患者受入環境整備推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ（略）

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------|----------------------------|
| 53,145千円 | 外国人患者受入環境整備推進事業に必要な次に掲げる経費 |

新

旧

| | | | |
|--|------------------|--|---|
| <p>「医療機関における外国人患者受入環境整備事業実施要綱」3の(1)～(4)の事業</p> | <p>126,190千円</p> | <p>間接補助事業に要する経費</p> | <p>1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費) 2. 賃金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅費 5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料) 6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費) 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料 (上記1から7に掲げる経費に該当するもの)</p> |
| <p>「医療機関における外国人患者受入環境整備事業実施要綱」3の(5)～(7)の事業</p> | <p>20,312千円</p> | <p>1. 人件費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費) 2. 賃金 3. 報償費 (謝金) 4. 旅費 5. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料) 6. 役務費 (通信運搬費、雑役務費) 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料 (上記1から7に掲</p> | |

旧

新

ける経費に該当するもの)

(14) 専門医認定支援事業の交付額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 専門医の養成プログラムの作成事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の
実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入
額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて
得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の
実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入
額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ) により選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道
府県が補助する額 ((イ) により選定された額の2分の2から2
分の1の範囲内とする。) とを比較して少ない方の額を交付額と
する。

新

旧

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------------|--|
| 1か所当たり 3,269千円 | 専門医の養成プログラムの作成に必要な次に掲げる経費 1. 養成プログラム作成者にかかる謝金、人件費、諸手当 2. 賃金（養成プログラム作成者の補助者雇上経費） 3. 旅費 |

②専門医に関する情報システム開発等

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|-----------|---|
| 124,002千円 | 専門医に関する情報システム開発等 に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 諸謝金 3. 旅費 |

新

旧

- 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費)
- 5. 役務費 (通信運搬費)
- 6. 使用料及び賃借料
- 7. 委託料

(15) 国産医療機器創出促進基盤整備等事業の交付額は次により算出するものとす。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------------|------------------------------|
| 1か所当たり 7,996千円 | 国産医療機器創出促進基盤整備等事業に必要な次に掲げる経費 |
| | 1. 報償費 (謝金) |
| | 2. 旅費 |
| | 3. 需用費 (印刷製本費、会議費) |
| | 4. 役務費 (通信運搬費、雑役務費) |
| | 5. 借料及び損料 |

新

旧

(16) 外国人医師等研修受入推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|--------------------|---|
| 1か所あたり 12,623千円 | 外国人医師等研修受入推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費） |

(17) 中毒情報センター情報基盤整備事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

新

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

| 1. 基準額 | 2. 対象経費 |
|----------|--|
| 14,995千円 | <p>中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費 (消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等) 5. 役員費 (通信通旅費) 6. 委託費 (集計及び入力のための委託費) 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 |

(交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設(地区等)ごとに算出された額が別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別表)

| 事業名 | 下限額 |
|-----|-----|
| | |

旧

(交付決定の下限)

5. 3の事業について、4により施設(地区等)ごとに算出された額が別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別表)

| 事業名 | 下限額 |
|-----|-----|
| | |

新

旧

| | |
|------------------|-----|
| (1) 医療施設運営費等補助金 | 千円 |
| ① へき地保健医療対策事業等 | 372 |
| ア. へき地医療支援機構運営事業 | |
| キ. へき地保健指導所運営事業 | 205 |
| ③ 感染症指定医療機関運営事業 | 42 |
| ⑤ 災害医療対策事業等 | |
| ア. 医療施設耐震化促進事業 | 150 |

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(別表)

| 区 分 | 事 業 名 |
|-------------|---------------------------|
| 医療提供体制確保対策費 | ① へき地保健医療対策事業等 |
| | ② 救急医療体制強化事業 |
| | ⑤ 災害医療対策事業等 |
| | ⑥ 地域医療確保支援事業 |
| | ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 |
| | ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 |
| | ⑪ 口腔保健推進事業 |
| | ⑫ (削除) |

| | |
|------------------|-----|
| (1) 医療施設運営費等補助金 | 千円 |
| ① へき地保健医療対策事業等 | 372 |
| ア. へき地医療支援機構運営事業 | |
| ク. へき地保健指導所運営事業 | 205 |
| ③ 感染症指定医療機関運営事業 | 42 |
| ⑤ 災害医療対策事業等 | |
| ア. 医療施設耐震化促進事業 | 150 |

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(別表)

| 区 分 | 事 業 名 |
|-------------|---------------------------|
| 医療提供体制確保対策費 | ① へき地保健医療対策事業等 |
| | ② 救急医療対策事業 |
| | ⑤ 災害医療対策事業等 |
| | ⑥ 地域医療確保支援事業 |
| | ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 |
| | ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 |
| | ⑪ 口腔保健推進事業 |
| | ⑫ 専門医等情報データベース作成等事業 |

新

旧

| | |
|---------------------|-------------------|
| ⑫ 臨床効果データベース整備事業 | ⑬ 臨床効果データベース整備事業 |
| ⑬ 外国人患者受入環境整備推進事業 | ⑭ 外国人患者受入環境整備推進事業 |
| ⑭ 専門医認定支援事業 | |
| ⑯ 外国人医師等研修受入推進事業 | |
| ③ 感染症指定医療機関運営事業 | ③ 感染症指定医療機関運営事業 |
| ④ 医療安全推進事業 | ④ 医療安全推進事業 |
| ⑨ 異状死死因究明支援事業 | ⑨ 異状死死因究明支援事業 |
| ⑦ 臨床研究拠点等整備事業 | ⑦ 臨床研究拠点等整備事業 |
| ⑮ 国産医療機器創出促進基盤整備等事業 | |
| 感染症対策費 | 感染症対策費 |
| 医療安全確保推進費 | 医療安全確保推進費 |
| 医薬品等研究開発推進費 | 医薬品等研究開発推進費 |

| | |
|-------------------|-------------------|
| ⑫ 臨床効果データベース整備事業 | ⑬ 臨床効果データベース整備事業 |
| ⑬ 外国人患者受入環境整備推進事業 | ⑭ 外国人患者受入環境整備推進事業 |
| ③ 感染症指定医療機関運営事業 | ③ 感染症指定医療機関運営事業 |
| ④ 医療安全推進事業 | ④ 医療安全推進事業 |
| ⑨ 異状死死因究明支援事業 | ⑨ 異状死死因究明支援事業 |
| ⑦ 臨床研究拠点等整備事業 | ⑦ 臨床研究拠点等整備事業 |
| 感染症対策費 | 感染症対策費 |
| 医療安全確保推進費 | 医療安全確保推進費 |
| 医薬品等研究開発推進費 | 医薬品等研究開発推進費 |

(2) ~ (10) (略)

(11) 都道府県及び3の(1)の③の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) (略)

(13) 都道府県は、3の(1)の①のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」

(2) ~ (10) (略)

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金又は(13)により交付する補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者又は補助金の交付を受ける者に交付しなければならない。

(12) (略)

(13) 都道府県は、3の(1)の①のア及び⑥のイの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号

と読み替えるものとする。

(14) 3の(1)の㉔の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならぬ。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「3の(1)の㉔の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の(1)の㉔の事業を実施する者」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の(1)の㉔の事業を実施する者の長の承認」と(10)中「第14号様式」とあるのは「第15号様式」と読み替えるものとする。

(15) (12)又は(13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(16) (14)により付した条件に基づき3の(1)の㉔の事業を実施する者の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(17) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(18) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人であつて国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等

様式」と読み替えるものとする。

(14) (12)又は(13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があつた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(16) 公益財団法人日本中毒情報センター、公益財団法人日本医療機能評価機構、一般社団法人日本医療安全調査機構及び社団法人日本専門医制度評価・認定機構は、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の工、③のア、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑯の事業</p> <p>ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基つき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ. ア以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> | <p>開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の工、3の(1)の②のア及びイ3の(1)の③のア、3の(1)の⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の事業</p> <p>ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基つき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>ただし、臨床研究中核病院整備事業(補正予算分)、早期・探索的臨床試験拠点整備事業(補正予算分)及び再生医療実用化研究実施拠点整備事業については、平成26年2月26日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ. ア以外の場合 補助事業者は、第2号様式による申請書に係る書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>ただし、臨床効果データベース整備事業及び外国人患者受入環境整備推進事業については、平成26年3月3日までに厚生労働</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 一般社団法人日本専門医機構が行う3の(1)の㊸の事業 <u>一般社団法人日本専門医機構理事長は、第19号様式による申請書に 関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(9) (1) から (8) まで以外の事業 都道府県知事は、第7号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年 度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月 20日までに<u>行うものとする。</u></p> | <p>大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う3の(1)の㊸の事業 <u>社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長は、第19号様式による申 請書に<u>関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出す るものとする。</u></u></p> <p>(9) (1) から (8) まで以外の事業 都道府県知事は、第7号様式による申請書に<u>関係書類を添えて、毎年 度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>ただし、<u>臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）及び早期・探索 的臨床試験拠点整備事業（補正予算分）については、平成26年2月 26日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加 交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月2 0日までに<u>行うものとする。</u></p> <p>ただし、<u>臨床研究中核病院整備事業（補正予算分）、早期・探索的臨床 試験拠点整備事業（補正予算分）、再生医療実用化研究実施拠点整備事業、 臨床効果データベース整備事業及び外国人患者受入環境整備推進事業に</u></p> |

新

旧

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付決定(変更交付決定を含む)を行うものとする。

(2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は7の(1)のイ、(2)から(9)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の工、③のア、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬、⑭及び⑮の事業

ついては、平成26年3月14日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は都道府県知事から申請書が到達した日から原則として1月以内に交付決定(変更交付決定を含む)を行うものとする。

(2) (1)以外の場合、国は7の(1)のイ、7の(2)、7の(3)、7の(4)、7の(5)、7の(6)、7の(7)、7の(8)及び7の(9)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. (略)

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①の工、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦、⑧、⑩、⑬及び⑮の事業

新

ア (略)

イ ア以外の事業
 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) 削除

(7) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業
 株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 一般社団法人日本専門医機構が行う3の(1)の③のイの事業
 一般社団法人日本専門医機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき、第20号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)

旧

ア (略)

イ ア以外の事業
 補助事業者は、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、毎年度4月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) ~ (6) (略)

(7) 公募により選定された事業者が行う3の(1)の⑧の事業
 補助事業者は、当該年度の事業が完了したとき、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(8) 株式会社ニチイ学館が行う3の(1)の⑩の事業
 株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6)の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日までに厚生労働大臣に報告するものとする。

(9) 社団法人日本専門医制評価・認定機構が行う3の(1)の④の事業
 社団法人日本専門医制評価・認定機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき、第20号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月1

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>(9)(1)から(8)まで以外の事業</p> <p>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6)(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12.(略)</p> | <p>0日(6)(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>(10)(1)から(9)まで以外の事業</p> <p>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に關係書類を添えて、翌年度4月10日(6)(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12.(略)</p> |
| <p>(間接補助金の交付規程の承認)</p> <p>13.3の(1)の⑩の事業を実施する者は、補助事業の開始前に、補助事業を本交付要綱における規定に従い行うために、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(その他)</p> <p>14. 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> | <p>(その他)</p> <p>13. 特別の事情により4、5、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p> |